

栗東市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 10 月 15 日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 川嶋 恵

財政援助団体等監査結果

1. 監査の種類 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 199 条第 7 項の規定に基づく
財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）
2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。
3. 監査の対象及び監査の期間
（監査対象施設名）栗東芸術文化会館 さくら
（指定管理者名称）株式会社ケイミックスパブリックビジネス
（監 査 の 期 間）令和 6 年 7 月 26 日から令和 6 年 8 月 28 日
4. 監査にあたった監査委員
大 橋 慎 一 ・ 川 嶋 恵
5. 監査の方法
令和 5 年度における公の施設の指定管理にかかる出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。
監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係書帳簿及び証拠書類との照合等により行った事前監査結果も踏まえ、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等により実施した。
6. 監査の着眼点
監査は、次の着眼点により実施した。

指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。
特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
 - イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
 - エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
 - オ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
 - カ 経費節減は図られているか。
 - キ 住民の平等利用は確保されているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
 - ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。
 - イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理にかかる出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理にかかる管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

7. 指定管理の概要

栗東芸術文化会館

- (1) 指定管理者名称
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- (2) 指定の目的
芸術文化会館の管理運営に関して、民間事業者のノウハウを活用することにより、本施設の利用者の利便性を向上させるとともに、芸術文化の振興及び地域福祉の一層の増進を図る。
- (3) 業務の範囲
 - 施設の運営に関する業務
 - ア 施設の受付、案内に関する業務
 - イ 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
 - ウ 施設の利用料の徴収に関する業務
 - エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務
 - オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

○施設の維持管理に関する業務

ア 施設及び設備の保守点検・管理に関する業務

イ 施設の清掃に関する業務

ウ 敷地内の清掃等に関する業務

エ 備品類の管理・調達に関する業務

オ 保安警備に関する業務

カ その他の維持管理にかかる業務

(4) 指定管理期間

令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

(5) 指定管理費

令和5年度 143,322,000円

(6) 決算額

令和5年度 143,322,000円

(7) 施設の概要

①名 称 栗東芸術文化会館 さくら

②所 在 地 栗東市綾二丁目1番28号

③設置時期 平成11年10月

④施設概要

・敷地面積 28,136.97㎡

・建物概要

構 造 鉄筋コンクリート（RC）造

建築面積 6,977.29㎡ 延床面積 11,751.04㎡

規 模 地下1階、地上5階

施設内容 大ホール 810席 中ホール 406席 小ホール 200席

楽屋1 洋室 定員 3名、 楽屋2 洋室 定員 3名

楽屋3 洋室 定員 3名、 楽屋4 洋室 定員25名

楽屋5 洋室 定員20名、 楽屋6 洋室 定員20名

楽屋7 洋室 定員20名、 楽屋8 和室 定員 4名

楽屋9 洋室 定員 3名

控 室 洋室 定員 3名

展示室 153㎡

練習室1 定員 5名、 練習室2 定員 8名

練習室3 定員25名、 練習室4 定員70名

スタジオ 定員 5名、 研修室 定員60名

和 室 8畳+6畳 定員30名、 託児室 定員10名

事務室 99.29㎡、 管理室 16.72㎡等

シンボル広場 5,625㎡

駐車場（39台、搬入用2台）

・その他の付属施設

機械室 51.84 m²、 屋外便所 40.95 m²

自転車置場 138.92 m²、 四阿 20.25 m²

8. 監査の結果

令和5年度における指定管理にかかる財務その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の施設の管理状況等については、概ね適正に行われていると認められた。

新型コロナウイルスの影響が残る中で、利用状況については回復傾向にあり、自主事業の見直しや一般管理費の縮減等に努め、最終的に黒字決算となったことは評価できる。今後も立地の利便性を活かし、市民のニーズを的確に捉えさらなる利用者の増加を図り、文化芸術の発信拠点として多様な事業展開がなされることを期待する。

なお、施設の設置から20年以上が経過し老朽化が進んでいるが、日頃の施設点検に加え、必要な改修・修繕については所管課と協議のうえ確実に行う等により十分な対策を講じ、引き続き利用者の安全確保に努められたい。

以上